



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (2) (給与課) 2
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (3) (〃) 13
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 16
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 18

人事委員会規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定時制通信教育手当の支給)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合(給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第15条の表第1号の場合を除く。)</p> <p>4及び5 略</p> <p>第19条 略</p> <p><u>2 職員が勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代</u></p>	<p>(定時制通信教育手当の支給)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合(給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号の場合を除く。)</p> <p>4及び5 略</p> <p>第19条 略</p>

えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する計算期間の次の」とする。

- 3 第1項本文（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、職員が、第5条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合は、その日までの分をその際支給し、職員が、その支給を受けていた費目を異にして異動し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その異動し、又は退職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給する。

第19条の3 略

第19条の4 給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間（勤務時間条例第9条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項若しくは第7条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（勤務時間条例第4条若しくは第7条又は県費負担教職員勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が、第5条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合は、その日までの分をその際支給し、職員が、その支給を受けていた費目を異にして異動し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その異動し、又は退職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給する。

第19条の3 略

時間条例第4条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。）次に掲げる日
ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における原週休日のうち、職員の勤務状況等を考慮して任命権者が定める4日の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における原週休日のうち、職員の勤務状況等を考慮して任命権者が定める5日の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項及び県費負担教職員勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における原週休日のうち、任命権者がア(ア)により定めた4日の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における原週休日のうち、任命権者がア(イ)により定めた5日の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

第21条の2 給与条例第14条前段に規定する人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第12条及び県費負担教職員勤務時間条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（その日が休日等、勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項に規定する日に当たるときは、これらの日の直後の勤務日等）とする。た

第21条の2 給与条例第14条前段に規定する人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第12条及び県費負担教職員勤務時間条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（その日が休日等又は次項に規定する日に当たるときは、当該休日等又は同項に規定する日の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

<p>だし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>
--	------------

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 条例第8条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項に規定する教育職給料表(1)又は海事職給料表の適</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 条例第8条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項に規定する教育職給料表(1)又は海事職給料表の適用を受ける職員とする。</p>

用を受ける職員とする。

2 略

2 略

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の10 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、給与条例第13条第4項に規定する60時間を超えてした第1項勤務(同項に規定する第1項勤務をいう。)及び第3項勤務(同項に規定する第3項勤務をいう。)の全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第10条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第12条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第13条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第13条第3項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、3時間45分、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間45分、4時間又は7時間45分となる時間)を単位とし

て行うものとする。

4 任命権者は、条例第10条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第10条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(休日の代休日の指定)

第11条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日(任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日)までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、 <u>条例第10</u>

(休日の代休日の指定)

第11条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日(任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日)までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び

	<p>条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間</p>		<p>代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間</p>
略		略	
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)</p> <p>第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、<u>第10条の10第1項及び第3項並びに第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。</u></p>		<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)</p> <p>第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条<u>及び第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。</u></p>	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下こ</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下こ</p>

の項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条の10 条例第8条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第13条第4項に規定する60時間を超えてした第1項勤務(同項に規定する第1項勤務をいう。)及び第3項勤務(同項に規定する第3項勤務をいう。)の全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 市町村教育委員会は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第13条第2項に規定する7時間45分

の項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第13条第3項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、3時間45分、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間45分、4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 市町村教育委員会は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、市町村教育委員会が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 市町村教育委員会は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 市町村教育委員会は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(休日の代休日の指定)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日（任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日）までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定

(休日の代休日の指定)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日（任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日）までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）

された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、 <u>条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間</u>
略	

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第26条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の10第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
略	

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第26条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数（<u>当該年数に常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間が含まれる場合にあっては、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める年数とし、換算方法については、人事委員会が別に定める。</u>）をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、医師若しくは歯科医師の免許又は免許を受ける<u>資格取得後に</u>医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。</p> <p>エ 医療職給料表（2）の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあっては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後にこれらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、医師若しくは歯科医師の免許又は免許を受ける<u>資格取得後</u>医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。</p> <p>エ 医療職給料表（2）の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあっては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後これらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年</p>

数調整表に減ずる年数（以下「調整年数」という。）が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員においては、次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれに定める年数から調整年数を差し引きした年数をいう。

(ア) 助産師 助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に看護師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(イ) 看護師 看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師養成所に入所していた年数並びに看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に助産師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で看護師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(ウ) 准看護師 准看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師養成所に入所していた年数

カ 略

(5)~(9) 略

別表第3（第2条関係）

経験年数換算表

略

備考

1 略

調整表に減ずる年数（以下「調整年数」という。）が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員においては、准看護師、看護師若しくは助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後准看護師、看護師又は助産師の職務に従事した年数（看護師又は看護師免許を有する助産師については、准看護師の職務に従事した年数、看護師の資格取得後において助産師養成所に入所した者については、その年数をそれぞれ含む。）から調整年数を差し引きした年数をいう。

カ 略

(5)~(9) 略

別表第3（第2条関係）

経験年数換算表

略

備考

1 略

<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第11(第3条の2関係) 医療職給料表(3)初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、<u>学歴免許欄の学歴免許の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。</u></p>	略	<p>2 <u>換算は、同一換算率の経歴の期間を合算した期間について、月を単位として計算し、1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>非常勤としての勤務時間については、常勤の勤務時間及び勤務日数等との差を考慮して、換算率を人事委員会が別に定める。</u></p> <p>5 略</p> <p>別表第11(第3条の2関係) 医療職給料表(3)初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(号給の調整)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員として在職している者の号給について、施行日に新たに職員となる者との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
倉吉市河来見262番地2	高城小学校河来見分校	2級	倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見分校	2級
倉吉市河来見262番地2	高城小学校河来見二子季節間分校	2級	倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見二子季節間分校	2級
略			略		
日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住季節間分校	2級	日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住季節間分校	2級
略			略		
八頭郡若桜町大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級	八頭郡若桜町大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級
西伯郡伯耆町添谷381番地	日光小学校添谷分校	1級	西伯郡伯耆町添谷381番地	日光小学校添谷分校	2級
略			略		
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1級	倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1級
略			略		
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学校名		所在地	学校名	
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校				
東伯郡三朝町大字穴鴨	南小学校		東伯郡三朝町大字穴鴨	南小学校	

166番地 2		166番地 2	
略		略	
西伯郡伯耆町栃原29番地	日光小学校	西伯郡大山町赤松928番地 2	大山小学校赤松分校

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（高城小学校河来見分校及び高城小学校河来見二子季節間分校の所在地を改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職 員 の 区 分	職務の級 号給	職務の級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1 から 4 まで	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5 から 8 まで	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9 から 12 まで	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	13 から 16 まで	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	17 から 20 まで	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	21 から 24 まで	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	25 から 28 まで	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	29 から 32 まで	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	33 から 36 まで	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	37 から 40 まで	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	41 から 44 まで	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	45 から 48 まで	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	49 から 52 まで	4,800	5,600	8,400	9,200	11,700
	53 から 56 まで	4,900	6,000	8,600	9,400	
	57 から 60 まで	5,100	6,300	8,800	9,700	
	61 から 64 まで	5,300	6,500	9,000	9,900	
	65 から 68 まで	5,400	6,900	9,300	10,100	
	69 から 72 まで	5,600	7,200	9,400	10,200	
	73 から 76 まで	5,700	7,500	9,600	10,400	
	77 から 80 まで	5,900	7,700	9,800	10,600	
81 から 84 まで	6,000	7,900	10,000	10,700		
85 から 88 まで	6,100	8,100	10,100	10,800		
89 から 92 まで	6,300	8,300	10,200	10,900		
93 から 96 まで	6,400	8,500	10,300	11,100		
97 から 100 まで	6,500	8,700	10,500	11,100		
101 から 104 まで	6,600	8,900	10,500	11,100		
105 から 108 まで	6,700	9,100	10,600	11,100		
109 から 112 まで	6,700	9,300	10,700			

	113から116まで	6,800	9,400			
	117から120まで	6,900	9,600			
	121から124まで	6,900	9,700			
	125から128まで	7,000	9,800			
	129から132まで		10,000			
	133から136まで		10,100			
	137から149まで		10,200			
再任用職員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

別表第2（第4条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級 2 級 特 2 級 3 級 4 級				
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	5から8まで	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	9から12まで	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	13から16まで	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	17から20まで	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	21から24まで	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	25から28まで	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	29から32まで	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	33から36まで	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	37から40まで	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	41から44まで	4,500	6,000	8,000	9,700	11,700
	45から48まで	4,600	6,300	8,200	9,900	11,700
	49から52まで	4,800	6,500	8,400	10,100	11,700
	53から56まで	4,900	6,900	8,600	10,200	
	57から60まで	5,100	7,200	8,800	10,400	
	61から64まで	5,300	7,500	9,000	10,600	
	65から68まで	5,400	7,700	9,300	10,700	
	69から72まで	5,600	7,900	9,400	10,800	
	73から76まで	5,700	8,100	9,600	10,900	
	77から80まで	5,900	8,300	9,800	11,100	
	81から84まで	6,000	8,500	10,000	11,100	
	85から88まで	6,100	8,700	10,100	11,100	
	89から92まで	6,300	8,900	10,200	11,100	
93から96まで	6,400	9,100	10,300			
97から100まで	6,500	9,300	10,500			
101から104まで	6,600	9,400	10,500			
105から108まで	6,700	9,600	10,600			
109から112まで	6,700	9,700	10,700			
113から116まで	6,800	9,800				

	117から120まで	6,900	10,000			
	121から124まで	6,900	10,100			
	125から128まで	7,000	10,200			
	129から132まで	7,100	10,200			
	133から136まで	7,200	10,200			
	137から140まで	7,200	10,200			
	141から144まで	7,300				
	145から148まで	7,400				
	149から152まで	7,500				
	153	7,500				
再任用職員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。